

2020年3月27日、トランプ大統領は、CARES法(The Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act)に署名した。以下、福利厚生/健康保険に関する同法の概要を記載する。

カテゴリー CARES Act/FFCRA 主な施行内容(福利厚生、健康保険関連)-04/03/2020時点-

感染の疑いがある、或いは感染したら？
 - 医療対応/医療保険について

- 全医療保険プラン(保険会社から購入するプラン、自家保険プラン、個人市場から購入している医療保険プラン、その他政府・州が所管する医療保険制度を含む)について、COVID-19に関連した診断テストについては、自己負担なく(無償で)受診することを可能とする。
- 上記診断テストには、緊急医療、エージェントケア、オンライン診察(スマートフォンやパソコンを利用した診察)におけるテストも含まれる。
- 診断テスト後、陽性と判断された場合の治療(診察、病院、緊急医療、専門治療等々)については、CARES法上においては、各被保険者が加入している医療保険サービスのカバー内容に準拠して請求が行われるとしている。但し、期限や条件を設けた上で、本治療行為についても、患者自己負担なく受けられるように対応している医療保険会社も存在する(注:2020年4月3日時点では、医療保険会社により当該期限、条件が異なります。是非、ブローカー及び保険会社へ本件をご確認下さい。)
- 高額免責額型医療保険プラン(High Deductible Healthcare Plan)を利用している場合には、その高額免責額を満たすことなく(自己負担なく)、上記診断テストを無償で受診可能とする。
- OTC(処方箋なしで購入可能な薬剤)については、HSA/HRA/FSAと言った医療保険に付随した医療専用口座から支払可能とする。
- 当局から認可を受けたCOVID-19に対応するワクチンやその他予防医療措置については、全ての医療保険プランにおいて、無償で受けることを可能とする。

感染を理由に働けなくなったら？-病気休暇について

- 以下対象先及び従業員において、特別な病気休暇の取得を認める。
- 対象法 ; 緊急疾病休暇法(Emergency Paid Sick Leave)
 - 対象先 ; 従業員500名以下の民間企業、政府系並びに州政府機関
 - 有給対象
 - 1)連邦、州、または司法政府からの検疫及び隔離命令の対象者
 - 2)医療機関から自己隔離するようアドバイスを受けた者
 - 3)COVID-19の症状が出ており、医学診断を求められている者
 - 4)自己隔離命令対象者への世話をを行っている者
 - 5)COVID-19を背景として、学校または介護施設が閉鎖となっていることを理由に、働くことのできない学校職員やケア職員
 - 6)米国保険福祉省が定めるその他実質的に同様な状況が発生している者
 - 有給期間 ; 完全または部分受給の有給休暇を、最長2週間受給可能。
 - 有給レート ; 上記法案詳細をご参照のこと。

子供の学校閉鎖に伴って働けなくなったら？-有給休暇について

- 以下対象先及び従業員において、特別な有給休暇の取得を認める。
- 対象法 ; 育児介護休業法(Family Medical Leave Act)
 - 対象先 ; 従業員500名以下の民間企業、政府系並びに州政府機関
 - 有給対象
 - 1)上記対象先企業及び団体において、30日間以上働いた者
 - 2)2020年3月1日以降に解雇され、解雇日から起算して60日前までの内に、30日以上働いた者
 - 休暇の目的; 学校閉鎖となった18歳以下の子供への世話
 - 有給期間; 最長12週間(最初の10日間は無給扱いとなる)
 - 有給レート ; 上記法案詳細をご参照のこと。